

監査の結果（平成22年12月1日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業などが適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成21年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期末納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が8機関です。

	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	総合技術研究所畜産技術センター	平成22年9月7日	平成22年6月9日	実地監査
2	広島皆実高等学校	平成22年12月1日	平成22年9月22日	書面監査
3	尾道商業高等学校	平成22年12月1日	平成22年9月9日	
4	広島中央特別支援学校	平成22年12月1日	平成22年9月28日	
5	広島南特別支援学校	平成22年12月1日	平成22年9月28日	
6	広島中央警察署	平成22年12月1日	平成22年10月1日	
7	福山東警察署	平成22年12月1日	平成22年9月28日	
8	府中警察署	平成22年12月1日	平成22年9月28日	

注 機関名のあとに「」を表記している機関は、抜き打ちの監査を実施した機関です。

（抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査）

5 監査結果の概要

監査結果の概要は、次のとおりです。

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
1	総合技術研究所 畜産技術センター	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 委託契約において、誤った事務処理が行われていたもの</p> <p>イ 委託契約において、支出の年度区分を誤っていたもの</p> <p>ウ 工事請負契約において、執行する費目を誤っていたもの</p> <p>エ 毒物及び劇物の管理について、適正な管理が行われていなかったもの</p> <p>オ 財産の管理について、建物面積が増加した旨を財産台帳に記載していなかったもの</p> <p>カ 備品の管理について、備品を処分した旨を備品出納簿に記録していなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
2	広島皆実高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>学校諸費会計等の取扱事務において、誤った事務処理が行われていたもの</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし
3	尾道商業高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの</p> <p>イ 毒物及び劇物の管理について、適正な管理が行われていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>毒物及び劇物の管理について、必要な指導や助言等を受けるなど、学校薬剤師の活用を求めたもの</p>	【付記】 なし
4	広島中央特別支援学校	<p>【指摘事項】</p> <p>毒物及び劇物の管理について、適正な管理が行われていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>毒物及び劇物の管理について、必要な指導や助言等を受けるなど、学校薬剤師の活用を求めたもの</p>	【付記】 なし
5	広島南特別支援学校	<p>【指摘事項】</p> <p>毒物及び劇物の管理について、適正な管理が行われていなかったもの</p> <p>【意見】</p> <p>物品の購入について、物品検査の厳正化を図ることを求めたもの</p>	【付記】 なし
6	広島中央警察署	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【意見】 なし</p>	【付記】 なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
7	福山東警察署	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし
8	府中警察署	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 総合技術研究所 畜産技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 畜産に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
畜産に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・所在地 庄原市七塚町 584
- ・組織体制 4部1課（総務部（総務担当，業務課），技術支援部，飼養技術研究部，育種繁殖研究部）
- ・職員数 28人（平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

(ア) 次の委託契約において，契約書により受託者が提出することとなっている書類（現場主任者設置届）の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・飼料作物栽培等業務（平成22年度）

(イ) 次の委託契約において，契約書で定めた業務の履行期間内に完了していないにもかかわらず，受託者から完成通知がなされ，履行確認を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務（平成21年度）

イ 支出における年度区分について

次の委託契約に係る支出において，委託業務が契約書で定めた履行期間の属する年度内に完了しなかったにもかかわらず，当該年度内に支出していた。適正な会計処理に努められたい。

- ・産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務（平成21年度）

ウ 工事請負契約に係る事務処理について

次の工事請負契約に係る事務処理において，工事請負費で執行すべきところを需用費で執行していたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・和牛舎トイレ改修（女子トイレ新設）工事請負契約（平成21年度）

エ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、次のとおり、適正な管理が行われていないものがあった。適正な管理に努められたい。

内容	根拠
専用保管庫に毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」と混在して保管しているものがあった。	・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知）

オ 財産の管理について

次の財産について、建物の面積が増加しているにもかかわらず、財産台帳に記載していなかった。適正な管理に努められたい。

財産の名称	用途	構造	増加高 (m ²)	理由	異動年月日
畜産技術センター	便所	コンクリートブロック造	1.75	和牛舎トイレ改修（女子トイレ新設）による取得	平成22年3月26日

カ 備品の管理について

次の備品を処分（売払い）したが、備品出納簿にその旨を記録していなかった。適正な管理に努められたい。

品名	備品番号	規格	契約（引渡）年月日
和牛	0802950	福富	平成21年10月8日
	0804290	森下0594	平成21年10月8日
	0804295	谷定6	平成21年10月8日

2 広島皆実高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市南区出汐二丁目4番76号
- ・教職員数 83人（39人）
〔平成22年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課程	全日制											
	普通科				衛生看護科				体育科			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	240	240	240	720	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)	240	241	238	719	40	41	39	120	40	39	39	118
充足率 (%)	100.0	100.4	99.2	99.9	100.0	102.5	97.5	100.0	100.0	97.5	97.5	98.3
進学就職	大学・短大				0人 (0.0%)				36人 (87.2%)			
	専修・各種				40人 (16.9%)				36人 (97.3%)			
	就職				1人 (0.4%)				0人 (0.0%)			
	その他				2人 (0.8%)				1人 (2.6%)			
退学者 (人)	1(1)								1(1)			
休学者 (人)	0								0			

課 程		専攻科		
		衛生看護科		
学科・学年等		1	2	計
総定員 (人)		40	40	80
生徒数 (人)		37	38	75
充足率 (%)		92.5	95.0	93.8
進 学 就 職	大学・短大	1 人 (3.1%)		
	専修・各種	0 人 (0.0%)		
	就 職	31 人 (96.9%)		
	その他	0 人 (0.0%)		
退学者 (人)		3 (1)		
休学者 (人)		0		

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 22 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、平成 21 年度(平成 22 年 3 月末現在)である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等を管理するために、出納簿を備え付けなければならないとされているが、次の会計に係る出納簿が備え付けられていなかった。適正な事務処理に努められたい。(根拠：学校諸費会計等取扱要綱第 10 条)

・会計名 3 学年，書道 1 年

3 尾道商業高等学校

(1) 機関の概要

・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地 尾道市古浜町 20 番 1 号

・教職員数 51 人(8 人)

〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数，() 内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程		全日制											
		商業科				ビジネス会計科				情報管理科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120	80	80	80	240
生徒数 (人)		79	80	75	234	40	38	38	116	80	79	68	227
充足率 (%)		98.8	100.0	93.8	97.5	100.0	95.0	95.0	96.7	100.0	98.8	85.0	94.6
進 学 就 職	大学・短大	22 人 (31.9%)				5 人 (13.9%)				25 人 (33.3%)			
	専修・各種	15 人 (21.7%)				8 人 (22.2%)				21 人 (28.0%)			
	就 職	31 人 (44.9%)				22 人 (61.1%)				29 人 (38.7%)			
	その他	1 人 (1.5%)				1 人 (2.8%)				人 (%)			
退学者 (人)		3 (1)				0				1			
休学者 (人)		1				0				0			

課 程		全日制			
学科・学年等		計			
		1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	200	600
生徒数 (人)		199	197	181	577
充足率 (%)		99.5	98.5	90.5	96.2
進 学 就 職	大学・短大	52 人 (28.9%)			
	専修・各種	44 人 (24.4%)			
	就 職	82 人 (45.6%)			
	その他	2 人 (1.1%)			
退学者 (人)		4 (1)			
休学者 (人)		1			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成22年5月1日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成21年度(平成22年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) (監査日現在確認分)	参考 前回監査時 (平成19年12月)
高等学校使用料 (全日制授業料)	4人 218,753円	2人 180,453円

注 監査日現在確認分については、平成19年3月31日に県立尾道工業高等学校廃校に伴い、平成18年度以前の高等学校使用料(滞納繰越分)に係る債権管理事務の所掌が県立尾道商業高等学校に移行したもの(2人 180,453円)を含む。

イ 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

(ア) 毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。

保管室への鍵の措置は、適正に行われていたが、保管室内の薬品庫に施錠されていないものがあつた。

(イ) 毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出又は地下にしみ出ることがないように予防することとされているが、転倒や流れ出を防ぐ措置がされていないものがあつた。

(ウ) 保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。

(エ) 毒物劇物危害防止規定(広島県立尾道商業高校)によれば、毒物劇物の取り扱いに関し、管理責任者等を設置すると規定しているが、管理責任者等の任に当たる者の異動があつた後、管理責任者等が定められていなかった。

根拠	毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取扱）
	「昭和 52 年 3 月 26 日厚生省薬務局長通知」（要旨） 毒劇物を貯蔵，陳列等する場所は，その他の物を貯蔵，陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし，かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
	毒物劇物危害防止規定（広島県立尾道商業高校）

【意見】

毒物・劇物の管理に関する学校薬剤師の活用について

毒物及び劇物の管理に関し，学校薬剤師による指導や助言等を受けておらず，不適切な管理状況にあるため，速やかに必要な指導や助言等を受け，毒物・劇物等の管理に万全を期す必要がある。

4 広島中央特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 視覚障害のある児童・生徒の教育の実施
- ・ 所在地 広島市東区戸坂千足二丁目 1 番 4 号
- ・ 教職員数 88 人（8 人）
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数。（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計〕

・ 生徒の状況

部・学年等	幼稚部	小学部							中学部				高等部																
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	普通科				保健医療科				専攻科理療科				専攻科保健理療科				
													1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子（人）	4	2	0	1	0	0	0	3	2	1	0	3	2	2	2	6	4	0	1	5	2	4	3	9	1	2	2	5	
女子（人）	1	0	0	2	2	0	5	9	3	2	3	8	5	4	3	12	0	0	0	0	3	1	1	5	2	1	0	3	
合計（人）	5	2	0	3	2	0	5	12	5	3	3	11	7	6	5	18	4	0	1	5	5	5	4	14	3	3	2	8	
卒業生（人）	-	-							7 人				11 人				0 人				8 人				4 人				
進学就職	進学	-	-							7 人（100%）				3 人（27.3%）				人（ % ）				人（ % ）				人（ % ）			
	就職	-	-							人（ % ）				1 人（ 9.1% ）				人（ % ）				8 人（100%）				4 人（100%）			
	その他	-	-							人（ % ）				7 人（63.6%）				人（ % ）				人（ % ）				人（ % ）			

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について，次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

- ・ 毒物・劇物の保管庫の鍵について，盗難・紛失に対する予防措置がなされていなかった。

根拠	毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取扱）
	「昭和 52 年 3 月 26 日厚生省薬務局長通知」（要旨） 貯蔵，陳列等する場所については，盗難防止のため敷地境界線から十分分離するか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

【意見】

毒物・劇物の管理に関する学校薬剤師の活用について

毒物及び劇物の管理に関し、学校薬剤師による指導や助言を受けておらず、不適切な管理状況にあるため、速やかに必要な指導や助言等を受け、毒物・劇物等の管理に万全を期す必要がある。

5 広島南特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 聴覚障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・所在地 本校：広島市中区吉島東二丁目 10 番 33 号
呉分校：呉市阿賀中央五丁目 13 番 71 号
- ・教職員数 本校：67 人（14 人）、呉分校：12 人（8 人）
〔平成 22 年 5 月 1 日現在で本務者数、() 内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

本 校	部・学年 等	幼稚部				小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
校	男子(人)	2	0	4	6	3	0	2	2	6	5	18	8	4	2	14	9	3	3	15
	女子(人)	1	2	7	10	0	3	3	2	0	2	10	4	0	3	7	4	3	1	8
	合計(人)	3	2	11	16	3	3	5	4	6	7	28	12	4	5	21	13	6	4	23
呉 分 校	部・学年 等	幼稚部				小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
校	男子(人)	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	1	0	1	2	0	0	0	0
	女子(人)	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	3	0	1	4	0	0	1	1
	合計(人)	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	4	4	0	2	6	0	0	1	1
合 計	部・学年 等	幼稚部				小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
計	男子(人)	2	0	4	6	3	1	2	3	6	5	20	9	4	3	16	9	3	3	15
	女子(人)	1	2	7	10	1	3	4	2	0	2	12	7	0	4	11	4	3	2	9
	合計(人)	3	2	11	16	4	4	6	5	6	7	32	16	4	7	27	13	6	5	24
進 学 就 職	進学	-				-						11 人 (100.0%)				2 人 (50.0%)				
	就職	-				-						0 人 (0.0%)				1 人 (25.0%)				
	その他	-				-						0 人 (0.0%)				1 人 (25.0%)				

(注)・「部・学年」の生徒数等は、平成 22 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」の状況は、平成 21 年度（平成 22 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内容	根拠
管理簿に記録された数量と現物の在庫数量が一致していないものがあつた。	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第十一条第一項 ・毒物及び劇物の保管管理について (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)

【意見】

物品の購入について

物品の発注及び購入について、呉分校に納品される物品の検査を本校において行っているが、現物確認が十分ではない実態が見受けられるため、経理事務の適正執行及び内部統制の観点から、呉分校にも物品検査職員を置くことにより、物品検査の厳正化を図る必要がある。

6 広島中央警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市中区基町9番48号
- ・所管区域 広島市(中区の一部、西区の一部)
- ・管内面積 21.96km²
- ・管内人口 177,728人(平成22年8月31日現在)
- ・組織体制 13課1隊(警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、地域企画課、地域第一課、地域第二課、地域第三課、刑事第一課、刑事第二課、交通第一課、交通第二課、警備課、特別警ら隊)
- ・職員数 410人(平成22年9月1日現在)

(2) 監査の結果

警察本部において平成22年7月に公表された平成16～20年度までの需用費(物品購入及び車両修理・検査)等に係る不適正な会計経理処理に対する再発防止策の実施状況や、平成21年度～監査日現在までの需用費に係る会計経理処理の状況を中心に監査したところ、いずれも適切に行われており、特に指摘すべき事項はなかった。

また、併せて実施した納入業者に対する調査においても、特に指摘すべき事項はなかった。

7 福山東警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 福山市三吉町南二丁目5番31号
- ・所管区域 福山市東部(芦田川以東中心部)
- ・管内面積 87.527km²
- ・管内人口 231,938人(平成22年8月31日現在)
- ・組織体制 13課1隊(警務課、留置管理課、会計課、地域企画課、地域第一課、地域第二課、地域第三課、生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通第一課、交通第二課、警備課、特別警ら隊)
- ・職員数 360人(平成22年9月1日現在)

(2) 監査の結果

警察本部において平成22年7月に公表された平成16～20年度までの需用費(物品購入及び車両修理・検査)等に係る不適正な会計経理処理に対する再発防止策の実施状況や、平成21年

度～監査日現在までの需用費に係る会計経理処理の状況を中心に監査したところ、いずれも適切に行われており、特に指摘すべき事項はなかった。

また、併せて実施した納入業者に対する調査においても、特に指摘すべき事項はなかった。

8 府中警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 府中市鵜飼町 542 番地 3
- ・所管区域 府中市
- ・管内面積 195.71km²
- ・管内人口 44,260 人（平成 22 年 8 月 31 日現在）
- ・組織体制 6 課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域課，交通課，警備課）
- ・職員数 66 人（平成 22 年 9 月 1 日現在）

(2) 監査の結果

警察本部において平成22年7月に公表された平成16～20年度までの需用費（物品購入及び車両修理・検査）等に係る不適正な会計経理処理に対する再発防止策の実施状況や、平成21年度～監査日現在までの需用費に係る会計経理処理の状況を中心に監査したところ、いずれも適切に行われており、特に指摘すべき事項はなかった。

また、併せて実施した納入業者に対する調査においても、特に指摘すべき事項はなかった。